

春一番による

海難防止強調運動



2月4日 (火)から3月21日(金)の間「春一番による海難防止強調運動」が実施されています。

この運動は、春一番などの急激に発達する低気圧に関する危険性を再認識するとともに、海難の未然防止と被害を最小限にすることを目的に実施するものです。

特にこの期間中は「気象・海象の常時把握、荒天が予想される場合の出港自粛、天候が悪化した時の早期避難」に心がけてください。

海難防止に努め、もしもの際は「海のダイヤル118番」に通報してください。

【問合せ先】

- 海上保安協会串木野支部
(32)2362
本庁防災安全課(内線4921)

固定資産税

縦覧帳簿の縦覧

平成26年度固定資産税の(土地・家屋)価格等縦覧帳簿の縦覧を行います。

土地価格等縦覧帳簿には、土地の所在地・地目・地積・価格を、家屋価格等縦覧帳簿には、家屋の所在地・家屋番号・建築年・種類・構造・床面積・価格を記載しています。



縦覧できる方は、土地または家屋の固定資産税の納税者に限ります。また、土地のみを所有している方は家屋価格等縦覧帳簿、家屋のみを所有している方は土地価格等縦覧帳簿の縦覧ができませんのでご注意ください。

【時】4月1日(火)〜30日(水)8時30分〜17時15分
\*土・日曜日、祝日は除く
【所】本庁税務課または各支所市民生活課

【必要なもの】納税通知書、運転免許証などの本人確認ができるもの
\*代理人は委任状が必要です。

【問合せ先】本庁税務課土地G(内線2241)・家屋G(内線2251)または各支所市民生活課

交通災害共済に

加入しましょう

わずかな掛け金で万が一の交通事故に備えるこの制度は、加入している方々の掛け金などで運営されている相互扶助の制度です。



平成26年度も掛け忘れがないように家族ぐるみで加入しましょう。
\*事故に遭ったら、自損事故でも必ず警察に届けましょう。
【掛け金(年間)】1人500円
\*途中で加入した方も同額です。
【共済期間】4月1日〜平成27年3月31日
\*4月1日以降に掛け金を納入した場合、掛け金を納入した翌日〜平成27年3月31日

【加入方法】本年2月に各戸に送付した加入申込書により、市指定金融機関または本庁2階公民取扱所で掛け金を納入してください。

\*納入期限を過ぎた加入申込書も使用できません。
\*加入申込書を紛失したり、加入人数に変更がある場合は再発行しますので、問合せ先までご連絡ください。

【問合せ先】本庁市民課市民相談G(内線2562)または各支所市民生活課

広報電話を

ご利用ください



左表の情報がいつでも聞けるよう広報電話を設置しています。

Table with 2 columns: 番号 (No.) and 内容 (Content). Rows include: #1 当番医(日曜日・祝日), #2 夜間救急当番医, #3 歯科医の休日診療, #4 水道サービスセンター, #5 イベント情報, #6 防災行政無線の放送内容

【例】夜間救急当番医を調べたい場合
① ☎0120(894)256に電話をかけます。
② メッセージが流れます(メッセージが流れている間のチャネル選択も可能です)。
③ 田とを押し、情報を聞くことができます。

\*ダイヤル式電話または内線専用電話からは、ご利用できませんので、ご了承ください。

市広報紙に有料広告を掲載しませんか



市では、自主財源の確保を目的に、「広報薩摩川内(原則月の第2週に発送する分)」の裏表紙に掲載する有料広告を、広告代理店(申込先)を通じて募集しています。

顧客拡大や業務内容の紹介などに、ぜひ、ご利用ください。
\*広告は随時募集しています。
\*市広告審査会で広告掲載の決定を受けた後、掲載します。

【広告掲載料】2万6460円(1枠1回・消費税込み)
\*別途、広告作成費が必要です。
【広告枠の規格】11枠当たり(縦6.3cm×横)9.4cm
\*複数枠での掲載もできます。
\*詳しくは、申込先にご確認ください。

【広告の色】フルカラー
【申込先】(株)オフセット
(23)2513
【問合せ先】本庁広報室広聴広報G(内線633)

薩摩川内市の都市計画区域に新たに編入される予定の用途地域指定のない区域における建築物の容積率等の指定(案)



都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物の容積率および建ぺい率ならびに建築物の各部分の高さの限度について、県知事が土地利用の状況などを考慮し当該区域を区分して県都市計画審議会を経て定めることとなっております。

薩摩川内市の都市計画区域においては、平成26年9月頃を目途に永利・塔之原地区、日之丸周辺地区、斧淵地区の区域について、都市計画区域を拡大し、当該区域を用途指定のない区域とする変更を行う予定です。

県知事は、薩摩川内市長からの意見などをもとに、下記地区の区域について、用途地域の指定のない区域における建築物の容積率などを下記のとおり指定することとしていますので、お知らせします。

なお、指定する数値は、川内都市計画区域、樋脇都市計画区域および入来都市計画区域における用途地域指定のない区域における建築物の容積率などと同じです。

Table with 5 columns: 区域 (Area), 法第52条第1項第6号の規定により定める数値(容積率) (Regulation 52-6), 法第53条第1項第6号の規定により定める数値(建ぺい率) (Regulation 53-6), 法第56条第1項第1号の別表3(に)欄の5の項により定める数値(道路斜線制限) (Regulation 56-1-3), 法第56条第1項第2号二の規定により定める数値(隣地斜線制限) (Regulation 56-1-2). Rows include: 都市計画区域に編入予定の永利・塔之原地区、日之丸周辺地区、斧淵地区.

\*容積率などの指定については、平成26年9月頃を予定しています。

【問合せ先】鹿児島県土木建築課 監査指導係
099(286)3739

